5 社会的な対応②(県民・事業者への要請等)

基本的な感染対策に係る今後の方針

新型コロナの感染対策は、令和5年5月8日より、

現在の「法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組み」から、

「個人の選択を尊重し、県民の皆さまの自主的な取組をベースとしたもの」に変更されます。

- ①マスク着用の取扱いと同様、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本となります。
- ②行政として一律に求めることはなくなり、個人や事業者は自主的な感染対策に取り組むこととなります。

2 基本的感染対策と今後の考え方①

○ 行政として、一律に対応を求めることはせず、次の内容を踏まえ、個人や事業者が自主的に 判断して実施することとなります。

基本的感染対策	今後の考え方			
マスクの着用	個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本 一定の場合にはマスク着用を推奨			
手洗い等の手指衛生、換気	一律に求めることはしないが、新型コロナの特徴を踏まえた基本的感染対策として、引き続き有効			
「三つの密」の回避 人と人との距離の確保	一律に求めることはしないが、流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や、 不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止対策として有効			

※新型コロナウイルス等感染症対策推進室(内閣官房)ホームページより抜粋

5 社会的な対応②(県民・事業者への要請等)

2 基本的感染対策と今後の考え方②

○事業者においても、以下の対策の効果や考え方等を踏まえ、各事業者で実施の要否を 判断していただくこととなります。

<現在行われている対応(例)と今後の考え方等>

対応(例)	対策の効果など	今後の考え方	
入場時の検温	発熱者の把握や、健康管理意識の向上に資する可能性	一律に求めることはしない	
入口での消毒液の設置	手指の消毒・除菌に効果 希望する者に対し手指消毒の機会の提供	対策の効果(左欄参照)、機器設置や維持経費など実施の手間・コスト等を踏まえた費用対効果、換気など他の感染対策との重複・代替可能性などを勘案し、事業者において実施の要否を判断	
アクリル板、ビニールシートな どパーティション(仕切り)の 設置	飛沫を物理的に遮断するものとして有効 エアロゾルについては、パーティションでは十分な遮 断はできず、まずは換気の徹底が重要		

※感染症法上の位置づけの変更により、業種別ガイドラインは廃止されますが、業界が必要と判断して今後の対策に関する独自の手引き等を作成することは妨げません。

○位置づけ変更後の療養期間の考え方

行政として一律に外出自粛を要請するものではありませんが、発症後5日を経過し、かつ、症状軽快から 24時間経過するまでの間は外出を控えていただくことを推奨

新型コロナウイルス感染症に対する香川県対処方針

令和2年12月8日改正 令和3年7月9日改正 令和4年12月15日改正 令和3年1月8日改正 令和3年11月24日改正 <u>令和5年5月7日廃止</u> 令和3年3月31日改正 令和3年12月10日改正 令和3年4月3日改正 令和4年1月12日改正

	県の対策期		(1) 感染予防対策期	(2) 感染警戒対策期	(3) 感染拡大防止対策期	(4) 緊急事態対策期	(5) 非常事態対策期
	国のレベル分類 <u>(※1)</u>		レベル O 感染者ゼロレベル	レベル 1 維持すべきレベル	レベル 2 警戒を強化すべきレベル	レベル 3 対策を強化すべきレベル	レベル 4 避けたいレベル
	県内の感染状況		安定的に一般医療が確保され、新型コロナ		新規感染者数の増加傾向が見られ、一般医療及び 新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が生じ はじめているが、段階的に対応する病床数を増や すことで、医療が必要な人への適切な対応ができ ている状況	一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができず、医療が必要な人への適切な対応ができなくなると判断される状況	
移	医療 ①確保病床使用率 提供		医療提供体制、感染状況を見て		20%以上	50%以上	医療提供体制、感染状況を見て
行	体制	②重症確保病床使用率		総合的に判断	20%以上	50%以上	総合的に判断
基 準	〇 感染拡大時における各対策期への移行に当たっては、①、②のいずれかの指標の数値が各対策期の基準値を上回った場合、総合的に判断。感染急拡大時には、移行基準より早めの移行を検討 〇 感染下降局面における各対策期への移行に当たっては、①、②の両方の指標の数値が各対策期の基準値を2週間程度継続して安定的に下回った場合、総合的に判断 〇「直近1週間の累積新規感染者数(人口10万人当たり)」は、参考指標として数値を公表						
	共通事	•	-	」、「マスクの着用」など基本的な感染防止策			
	県民への要請等			5要請】 三つの密」の回避等、基本的な感染防止策を	【法 249による要請】 ・(1)(2)の対策の徹底	「まん延防止等重点措置区域」となった場合 ・(3)「まん延防止等重点措置区域」となった。	
対応方針			(ワクチン・検査パッケージ制度(VTP除く) ③外出する場合は、適切な感染防止策を徹底 ④発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を ⑤業種別ガイドライン等を遵守している施設等	控える。を利用	【法 249又は法 31 の 6 ②による要請】 ・(1)(2)③④⑤の対策の徹底に加え、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛の要請を検討 ・不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は極力控えるよう要請することを検討(VTPの適用者または対象者全員検査の受検者を除く) ・時短要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないよう要請することを検討	・感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請・時短要請に応じていない飲食店等 の利用を厳に控えるよう要請することを検討	
		香への要請等	【法に基づかない協力依頼又は法 24⑨による要請】 ・業種別ガイドラインの遵守 ・飲食店における「かがわ安心飲食店認証制度」の認証を取得 ・在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みの推進を 働きかけ		【法 249による要請】 ・(1)(2)の対策の徹底 ・感染拡大の傾向が見られる場合、飲食店に対する時短要請を検討 「まん延防止等重点措置区域」となった場合 【法 249又は法 31 の6①等による要請】 ・(1)(2)の対策の強力な推進に加え、在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等により出勤者数削減の取組みの推進の働きかけを検討・「まん延防止等重点措置」として、飲食店に対する時短要請を検討	「まん延防止等重点措置区域」となった場合 ・(3)「まん延防止等重点措置区域」となった場合 「緊急事態措置区域」となった場合 【法 249又は法 45②等による要請】 ・(1)(2)の対策の強力な推進に加え、出勤者 ク)の活用や休暇取得の促進等の取組みの・「緊急事態措置」として、飲食店に対するほ	た場合の対策と同様 数の削減目標を定め、在宅勤務(テレワー 推進の働きかけを検討
	イベント等の開催 【法に基づかない協力依頼又は法 24⑨による要請】		5要請】	【法 249による要請】	「まん延防止等重点措置区域」となった場合	1	
	・国の基本的対処方針やイベント開催に係る留意事項等を踏まえて設定する、規模要件等に沿って開催 ・業種別ガイドライン等に基づく必要な感染防止策の実践		・(1)(2)の対策の徹底 「まん延防止等重点措置区域」となった場合 【法 249又は法 31 の 6 ①による要請】 ・(1)(2)の対策の徹底に加え、「まん延防止等重点 措置」として、国の方針等を踏まえて設定する規模要件等に沿った開催の要請を検討	 ・(3)「まん延防止等重点措置区域」となった 「緊急事態措置区域」となった場合 【法 24⑨又は法 45②による要請】 ・(1)(2)の対策の徹底に加え、「緊急事態措置 	た場合の対策と同様		
	県有旅	県有施設等における対応・適切な感染防止策を講じた上で開館		・(1)(2)の対策の徹底 「まん延防止等重点措置区域」となった場合 ・(1)(2)の対策の徹底に加え、「まん延防止等重点 措置」として時短や休館等を検討	「まん延防止等重点措置区域」となった場合 ・(3)「まん延防止等重点措置区域」となった場合の対策と同様 「緊急事態措置区域」となった場合 ・(1)(2)の対策の徹底に加え、「緊急事態措置」として時短や休館等を検討		
			Sに当たっては、医療提供体制、感染状況等を 設宣言又はまん延防止等重点措置が発出された				

※1:令和3年11月8日の新型コロナウイルス等対策推進会議新型コロナ ウイルス感染症対策分科会提言におけるレベル(旧レベル)分類

令和4年12月15日 令和5年2月28日改正 令和5年5月7日廃止

県の対策期		(1) 感染警戒対策期	(2) 感染拡大防止対策期	(3) 医療負荷増大期	(4) 医療機能不全期	
国	のオミクロン株対応の 新レベル分類	レベル 1 (感染小康期)	レベル 2 (感染拡大初期)	レベル3 (医療負荷増大期)	レベル 4 (医療機能不全期)	
	県内の状況	安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症 に対し医療が対応できている状況	新規感染者数の増加傾向が見られ、一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が生じ始めているが、段階的に対応する病床数を増やすことで、医療が必要な人への適切な対応ができている状況	医療の負荷を増大させるような数の新規感染者が 外来医療の負荷が高まり、発熱外来・救急外来に多 が殺到してハイリスク者がすぐに受診できない状況	くの患者 含めた外来医療全体が機能不全となり、通常診療を大き	
移	①確保病床使用率	30%未満	30%以上	50%以上	80%以上	
移行基準	②重症確保病床使用率	30%未満	30%以上	50%以上	80%以上	
(目安)	(感染急拡大時には、移行基準より早めの移行を検討) ・「医療負荷増大期(レベル3)」への移行に当たっては、「医療ひっ迫防止対策強化宣言」の発令も併せて検討 ・「医療ひっ迫防止対策強化宣言」後も感染拡大が継続する場合は、「医療機能不全期(レベル4)」の状態を回避するために「医療非常事態宣言」の発令を検討 【法に基づかない協力依頼(呼びかけ)又は特措法第24条第9項に基づく協力要請】 ① 「県民への要請等 ・「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」など基本的な感染防止策の徹底 ※令和5年3月13日以降の「マスクの着用」の考え方については、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」のとおり					
対応方針	共通事項	・帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は「三つの密」の ・外出する場合は、適切な感染防止策を徹底して行動 ・発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控える ・業種別ガイドライン等を遵守している施設等を利用 ②事業者への要請等 ・業種別ガイドラインの遵守 ・飲食店における「かがわ安心飲食店認証制度」の認証を ・在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人。 ③イベント等の開催 ・国の基本的対処方針やイベント開催に係る留意事項等を ・業種別ガイドライン等に基づく必要な感染防止策の実践 ④県有施設等における対応 ・適切な感染防止策を講じた上で開館	取得(新規申請受付は令和5年3月 12 日まで) との接触を低減する取組みの推進を働きかけ 踏まえて設定する、規模要件等に沿って開催	「医療ひっ迫防止対策強化宣言」に基づく 対策 ・県民に対して、感染拡大の状況や、医療の 負荷の状況に関する情報発信を強化すると ともに、より慎重な行動の協力要請・呼び かけを実施すること、事業者に対して、多 数の欠勤者を前提とした業務継続体制の確 保に関する協力要請・呼びかけを実施する こと等を選択肢とした取組を行う	「医療非常事態宣言」に基づく 対策 ・県民及び事業者に対して、人と の接触機会の低減について、 より強力な要請・呼びかけを 行う	

※オミクロン株よりも強い病原性の変異株が発生した場合は、令和3年11月8日に国の新型コロナウイルス感染症対策分科会提言で示されたレベル分類(旧レベル)に基づき策定した香川県対処方針により対応

(参考) 国の新型コロナウイルス感染症対策分科会(令和4年11月11日)で示された新レベル分類及び事象(例示)

オミクロン株 対応の 新レベル分類	感染小康期 レベル 1	感染拡大初期 レベル 2	医療負荷増大期 レベル 3	医療機能不全期 レベル 4 (避けたいレベル)	
保健医療の負荷 の状況	・外来医療・入院医療ともに負荷 は小さい。 (病床使用率 概ね0~30%(最 大確保病床ベース。以下同じ。))	・診療・検査医療機関(いわゆる発熱外来)の患者数が急増し、負荷が高まり始める。 ・救急外来の受診者数も増加。 ・病床使用率、医療従事者の欠勤者数も上昇傾向。 (病床使用率 概ね30~50%)	・外来医療の負荷が高まり、発熱外来や救急外来に多くの患者が殺到する、重症化リスクの高い方がすぐに受診できないという事象が発生。 ・救急搬送困難事例が急増する。 ・入院患者も増加し、また医療従事者にも欠勤者が多数発生し、入院医療の負荷が高まる。 (重点医療機関における医療従事者の欠勤急増、病床使用率/重症病床使用率 概ね50%超)	・膨大な数の感染者に発熱外来や救急外来で対応しきれなくなり、一般の外来にも患者が殺到する事象が発生。 ・救急車を要請しても対応できず、救急搬送困難事例の件数として把握できない状態が生じている。通常医療も 含めた外来医療全体がひっ迫し、機能不全の状態。 ・重症化率は低くても、膨大な数の感染者により、入院が必要な中等症 II・重症者の絶対数が著しく増加。 ・多数の医療従事者の欠勤者発生と相まって、入院医療がひっ迫。 ・入院できずに、自宅療養中・施設内療養中に死亡する者が多数発生。 ・通常医療を大きく制限せざるを得ない状態。 (重点医療機関における医療従事者の欠勤急増、病床使用率/重症病床使用率 概ね80%超)	
社会経済活動 の状況		・職場で欠勤者が増加し始め、業務継続 に支障が生じる事業者も出始める。	・職場で欠勤者が多数発生し、業務継続が困難になる事 業者も多数発生。	・欠勤者が膨大な数になり、社会インフラの維持にも支障が生じる可能性。	
(参考) 感染状況	・感染者は低位で推移している か、徐々に増加している状態。	・感染者が急速に増え始める。	・医療の負荷を増大させるような数の感染者が発生。	・今冬の新型コロナウイルス感染者の想定を超える膨大な数の感染者が発生。	
	※単純に感染状況で判断するのではなく、保健医療の負荷の状況、社会経済活動の状況等を踏まえて、都道府県が総合的に判断する。				

5 社会的な対応③(イベントの制限、飲食店の認証制度)

イベントの制限

イベント等の開催に係る制限については、5月7日をもって、終了となります。

- ○イベント等の開催にあたって、収容率や人数上限といった規模要件の取扱いは、終了となります。
- ○チェックリストの作成・公表、感染防止安全計画の策定・提出は、必要なくなります。

飲食店の認証制度

「かがわ安心飲食店認証制度」については、5月7日をもって、終了となります。

- ○制度終了にあたって、特に、店舗側で必要となる手続きはありませんが、ホームページなどで「かがわ安心飲食店」の名称を使用している場合など、制度終了により、認証店の効力はなくなることにご注意ください。
- ○ステッカーについては、はがしていただき、はがしたものは処分いただいて構いません。 ※ワクチン・検査パッケージ制度登録店についても、同様の取扱いとなります。
- ○県や国などの補助金等により取得した財産 (機械、パーティション等)を処分する場合は、交付を受けた補助金 等の交付要綱等をご確認いただき、必要に応じて、補助金等を交付した行政庁にお問い合わせください。
- ○なお、かがわ安心飲食店認証制度認証取得補助金により購入した物品等について、単価が50万円(税抜)以上の ものについては、一定の期間は処分が制限されますが、これに該当しない物品等については、処分に関する制限 はありません。
- ※5類感染症に変更された以降は、業種別ガイドラインは廃止となり、個人及び事業者は自主的な感染対策 に取り組むこととなります。

県民の皆さま、事業者の皆さま、これまで長期間にわたり、感染防止対策にご協力いただき、ありがとうございました。